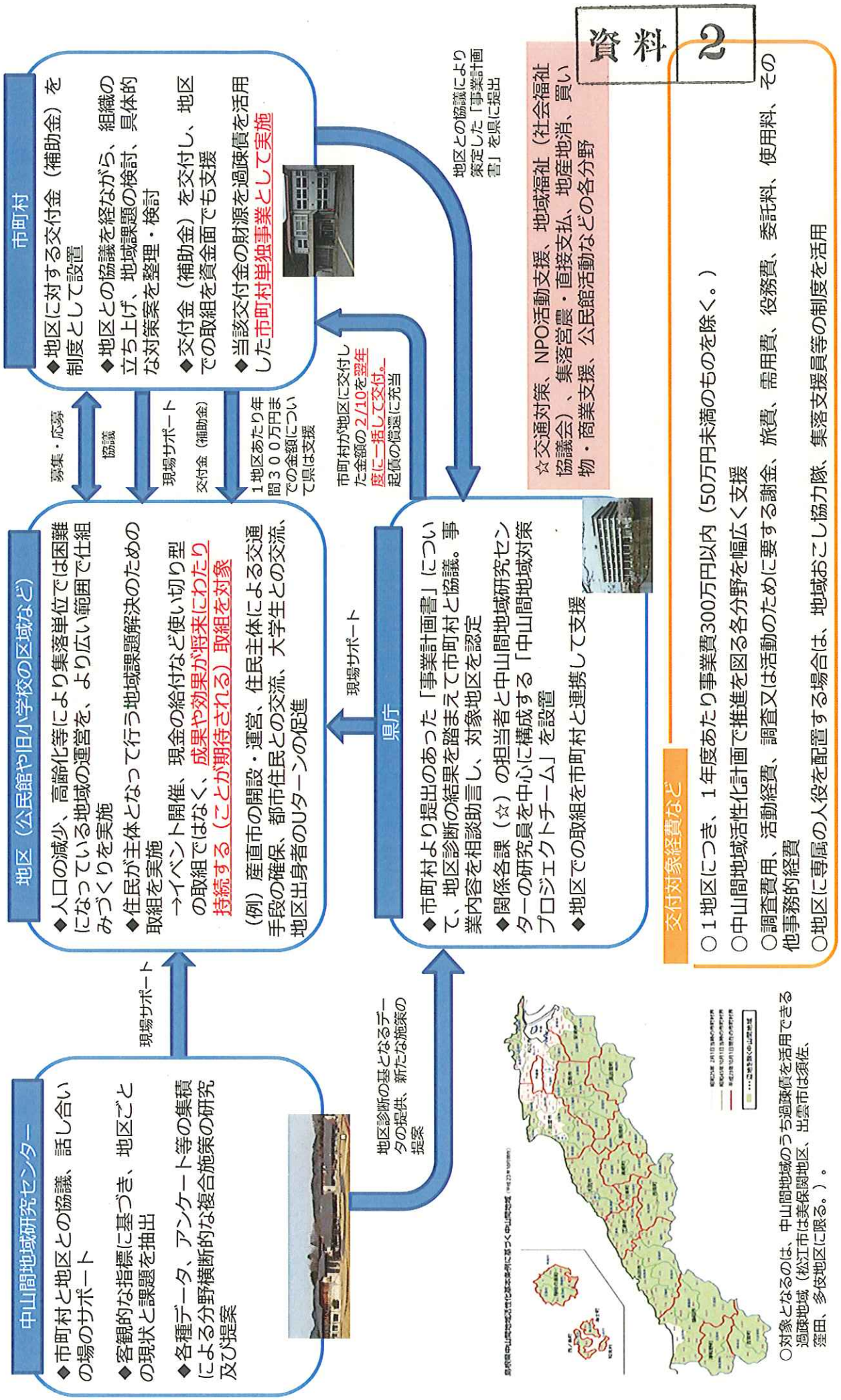


過疎（中山間）地域自立促進特別事業のイメージ

～住みたい、住み続けたい島根を目指して～



過疎債ソフト交付金（重点地区認定）検討状況

1. 重点地区について

○重点地区認定見込 H24～H26 合計：約70地区

うちH24 認定見込：15～20地区

2. 重点地区に対する支援について

○大まかな分類

- ①地域運営の仕組みづくり（組織化、法人化）
- ②地域住民とのコミュニケーション（調査、ワークショップ、意見交換等）
- ③具体的な施策展開（生活、生業、健康、UIターン、地域活動等）

○平成24年度認定地区については、仕組みづくり等が整っているケースが多いため、すぐに認定地区支援を求められる見込みは少ない。一方、平成25年度認定に向けた検討に当たって地区支援を求められることなどが見込まれる。

3. 過疎ソフト交付金（重点地区）認定要件について

○地区割の変更

- ・複数地区を合わせて1つの地域自治組織を作り事業実施することは可（事業費上限額 300 万円×地区数）
- ・地区を分割する場合は、事情を考慮の上個別に判断する。（判断基準案：分割後の全地区で、①「具体的な到達目標」を掲げ、②「事業実施」すること）

○1市町村1地区の場合

- ・地域自治運営を前提とした事業実施が確保される場合は、市町村の直接執行を認める。（地区への交付金交付を求めない。）

○事業の一部を複数の地区をカバーする広域支援組織が事業実施する場合

- ・地域自治組織と広域支援組織の間で協定等により理由・目的・役割分担を明確にすることを前提に認める。（想定される目的：地域コーディネーター育成を効率的に行うため共同で研修を実施する。など）